

キャリア形成促進助成金

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施又はキャリア・コンサルティングの機会の確保を行う事業主に対して助成するもので、訓練給付金、職業能力開発休暇給付金、長期教育訓練休暇制度導入奨励金、職業能力評価推進給付金、キャリア・コンサルティング推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金及び中小企業雇用創出等能力開発助成金の7種類があります。

受給できる事業主

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- 2 労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知しているものであること。
- 3 職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任届を提出していること。
- 4 以下のいずれかに該当すること。

《訓練給付金》

キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者（雇用保険の被保険者に限る。以下同じ。）に目標が明確であり、職業に必要な専門的な知識若しくは技能を習得させるための職業訓練、配置転換等により新たな職務に就かせるために必要な職業訓練又は定年退職後の再就職の円滑化等のために必要な職業訓練を受けさせること。

なお、職業訓練は1コース当たり10時間以上であることが必要で、OJTは対象外です。

《職業能力開発休暇給付金》

キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者の申し出により、教育訓練、職業能力評価又はキャリア・コンサルティング（キャリア・コンサルティング推進給付金の対象となるキャリア・コンサルティングに限る）を受けるための職業能力開発休暇を与えること。

（注）キャリア・コンサルティングとは、労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練の受講等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう、労働者の希望に応じて実施される相談をいう。

《長期教育訓練休暇制度導入奨励金》

キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、労働協約又は就業規則に定めるところにより、連続1ヶ月以上の長期教育訓練休暇制度または5年以下の期間に1回以上の休暇（連続2週間以上）を与える制度を導入し、当該休暇制度により長期教育訓練休暇の取得者が生じること。

《職業能力評価推進給付金》

キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業能力の開発及び向上に資するものとして厚生労働大臣が定めるものであって、当該事業主以外の者が行う職業能力評価を受けさせること。

《キャリア・コンサルティング推進給付金》

キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、キャリア・コンサルティングを受けさせる体制を整備すること。

《地域人材高度化能力開発助成金》

以下のいずれかに該当し、地域人材高度化能力開発助成金の受給資格認定を受けている事業主。

- ① 地域雇用開発促進法に基づく「同意能力開発就職促進地域」に所在し、当該地域内に居住する求職者を雇い入れ、その雇い入れた者（雇入れ後1年未満の者に限る。）又は内定者に対して、年間訓練計画に基づき、職業訓練を受けさせること又は職業能力開発休暇を与えること。
- ② 構成事業主の2/3が地域雇用開発促進法に基づく「同意高度技能活用雇用安定地域」に所在する事業所の事業主で構成され、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター所長から人材高度化支援計画の認定を受けた事業主団体を構成する事業主であって、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者又は内定者に職業訓練を受けさせること又は職業能力開発休暇を与えること。

《中小企業雇用創出等能力開発助成金》

75ページを参照してください。

受給できる額

《訓練給付金》

- ① 職業訓練を受けさせる場合の経費（事業内で自ら行う場合、外部講師の謝金又は教材費等の運営費、事業外の施設で行う場合は、入学料又は受講料等の派遣費）の1/4（中小企業事業主1/3）〔1人1コース5万円を限度〕
- ② 職業訓練期間中のその雇用する労働者の賃金の1/4（中小企業事業主1/3）（150日を限度）
- ③ 対象若年未就職者※1を雇用して、デュアル訓練実施計画※2を作成するとともに、当該対象若年未就職者に対しデュアル訓練※3を実施した場合には、①及び②の助成率を「1/4」を「1/3」と、「1/3」を「1/2」と引き上げ、デュアル訓練実施計画策定費として15万円（1事業所1回に限り支給）を支給します。

（注）③にあたっては、平成16年10月以降開始のデュアル訓練から適用となります。

※1・・・以下の1、2及び3のいずれにも該当する若年者であること。

- 1 当該事業主に雇い入れられた日から起算して3ヶ月前までの間において当該事業主又は他の事業主に雇い入れられた期間がない者であって、15歳以上35歳未満であるもの
- 2 次のいずれかに該当する者
 - イ 学校卒業（中退含む。）後、当該事業主に雇い入れられた日までの間に、当該事業主又は他の事業主に雇い入れられたことがあるものの、6ヶ月以上継続して一の事業主に雇い入れられたことがない者
 - ロ 学校卒業（中退含む。）後、当該事業主に雇い入れられた日までの間に、次の区分に応じて、それぞれ定める回数以上離職したことがある者
 - ・ 当該事業主に雇い入れられた日において15歳以上25歳未満である者 3回
 - ・ 当該事業主に雇い入れられた日において25歳以上30歳未満である者 4回
 - ・ 当該事業主に雇い入れられた日において30歳以上35歳未満である者 5回
 - ハ 学校卒業（中退含む。）後、当該事業主に雇い入れられた日までの間が1年以上あり、当該雇い入れられた日以前の1年間において、当該事業主又は他の事業主に雇い入れられた期間がない者
- 3 当該若年者の職業経験、デュアル訓練の受講に対する意欲等からみて、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター所長がデュアル訓練の実施が望ましい者であると認めた者

※2・・・当該事業主が策定したデュアル訓練の実施に関する計画であって、デュアル訓練の指導体制、デュアル訓練期間中の労働条件の内容、デュアル訓練修了後の能力評価の方法、予定されている雇用の取扱い等について定められたもの

※3・・・OJT（企業実務訓練）と Off-JT（座学訓練）が適切に組み合わせられた訓練期間が1年（700時間）以上の職業訓練であって、当該事業主が策定した「デュアル訓練実施計画」に基づいて実施されるもの
《職業能力開発休暇給付金》

- ① 職業能力開発休暇期間中の教育訓練の受講及び職業能力評価の受検に要した費用の1/4（中小企業事業主1/3）
- ② 職業能力開発休暇期間中のその雇用する労働者の賃金の1/4（中小企業事業主1/3）（原則として150日を限度）

（注） キャリア・コンサルティングに係る休暇については、賃金のみの助成となります。

《長期教育訓練休暇制度導入奨励金》

- ① 連続1ヶ月以上の休暇制度を導入した場合30万円（最初の休暇取得者が発生した場合のみ1回限り支給）。
- ② 5年以下の期間に1回以上の休暇（連続2週間以上）を与える制度を導入した場合15万円（最初の休暇取得者が発生した場合のみ1回限り支給）。
- ③ 休暇取得者が発生した場合には、休暇取得者1人につき5万円（休暇取得者が20人を超えるときは20人を限度）。

《職業能力評価推進給付金》

- ① 職業能力評価の受検に要する経費（受検料等）の3/4
- ② 職業能力評価期間中のその雇用する労働者の賃金の3/4

《キャリア・コンサルティング推進給付金》

- ① 専門機関等へのキャリア・コンサルティングに係る年間委託費用の2分の1（初回1年間のみ支給。また、その額が50万円を超える場合は、50万円を限度とする）。
- ② 企業内キャリア・コンサルタントを配置し、キャリア・コンサルティングを実施した場合15万円（1事業所1回限り支給）

《地域人材高度化能力開発助成金》

- ① 職業訓練を受けさせる場合の経費（事業内で自ら行う場合は、外部講師の謝金又は教材費等の運営費、事業外の施設で行う場合、入学料又は受講料等の派遣費又は職業能力開発休暇中の教育訓練の受講に要した経費）の1/3（中小企業事業主1/2）〔1人1コース5万円を限度〕
- ② 職業訓練期間又は職業能力開発休暇期間中の賃金の1/3（中小企業事業主1/2）

《中小企業雇用創出等能力開発助成金》

75ページを参照してください。

受給のための手続

キャリア形成促進助成金の受給のための手続は、事業所が所在する都道府県の独立行政法人雇用・能力開発機構の各都道府県センターで行います。ご不明な点および手続等の詳細については、独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センターまでお問い合わせ下さい。

お電話でのお問い合わせ 0570-001154

全国どこでも最寄りの都道府県センターに自動転送されます（ただし、携帯電話・PHS はご利用できません。NTT 回線以外の方は一部つながらない場合もあります。）。

ご利用時間 9：00～17：00（土・日・祝は休業）